

大津市建設工事監督要綱

大津市総務部契約検査課

大津市建設工事監督要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が工事の請負契約を締結した場合において当該契約の適正な履行を確保するために実施する監督（以下単に「監督」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(監督の対象)

第2条 この要綱による監督の対象は、契約金額が130万円を超える建設工事とする。

(監督業務の内容)

第3条 監督の業務の内容は、別表に定めるとおりとする。

(監督職員)

第4条 監督の業務に当たる職員（以下「監督職員」という。）は、工事の設計を担当した課の職員のうちから、次の各号に掲げる工事の設計金額の区分に応じ、当該各号に定めるとおり置く。

(1) 5,000万円以上 総括監督員、主任監督員及び監督員

(2) 5,000万円未満 総括監督員（総括監督員を置かない場合にあつては、主任監督員）及び監督員

2 前項第1号の場合において、当該工事の規模又は内容により必要でないと認めるときは、主任監督員を置かないことができる。

3 監督職員は、工事の請負契約ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより選任する。ただし、工事の特殊性その他特別な理由があるときは、これによらないことができる。

(1) 総括監督員 課長補佐級以上の職にある者

(2) 主任監督員 係長級以上の職にある者

(3) 監督員 担当職員

4 総括監督員は主任監督員及び監督員を、主任監督員は監督員を指揮、指導するものとする。

(監督業務の分担)

第5条 監督職員間における監督の業務の分担は、次の基準に従い行うものとする。

(1) 総括監督員、主任監督員及び監督員において業務を分担する場合 当該業務のうち重要なものについては総括監督員が、軽易なものについては監督員が、それら以外のものについては主任監督員が分担する。

(2) 総括監督員又は主任監督員及び監督員において業務を分担する場合 当該業務のうち重要なものについては主任監督員が、重要なもの以外については監督員が分担する。

2 契約の履行に係る書面上のやりとりは、現場代理人から監督職員に対して行う承諾又は協議にあつては最も上位の監督職員に対して行うものとし、監督職員から現場代理人に対して行う指示、承諾又は協議にあつては最も上位の監督職員が行うものとする。

(工事記録簿)

第6条 監督職員は、受注者に対し指示若しくは承諾を行い、又は受注者と協議を行うときは、原則として工事記録簿（別記様式）により行うものとする。

(検査の立会い)

第7条 監督職員は、大津市工事検査要綱（昭和48年制定）第3条に定める検査員等から検査の立会いを求められたときは、当該検査に立ち会い、その執行に協力するものとする。

(手直し工事等の監督)

第8条 完工検査、中間検査及び出来形検査の結果により検査員等が受注者に対し工事の手直し等を命じたときは、監督職員は、その履行を監督するものとする。

(監督職員の引継ぎ)

第9条 監督職員の交替があつたときは、前任の監督職員は、後任の監督職員にその事務を速やかに引き継がなければならない。

2 前項の規定による引継ぎは、引継事項及び引継ぎを終えた旨を記載した引継書を作成し、両者記名捺印して行う。

(監督職員の職務の代行等)

第10条 監督職員が欠けたとき、又は監督職員に事故があつたときは、次の各号に掲げ

る区分に応じ、当該各号に定める者が当該監督職員の職務を代行する。

(1) 監督職員が3人である場合

ア 総括監督員が欠けたとき 主任監督員

イ 主任監督員が欠けたとき 総括監督員

ウ 監督員が欠けたとき 主任監督員

(2) 監督職員が2人である場合 その都度市長が指名する者

(監督業務を委託した場合)

第11条 監督の業務を受託した業者は、第6条から第9条までの規定により、当該業務を執行しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、監督に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 基本的監督業務

- (1) 関連する2以上の工事における工程等の調整
- (2) 契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (3) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (4) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）
- (5) 受注者側の工事関係者に対する措置の請求
- (6) 工事材料の検査
- (7) 工事材料の調合若しくは見本検査又は工事施工の立会い
- (8) 支給材料の検査及び引渡し
- (9) 使用方法が設計図書で明示されていない支給材料又は貸与品の使用に係る指示
- (10) 工事の施工が設計図書に適合していない場合における改造の請求
- (11) 工事施工部分の破壊検査
- (12) 次に掲げる場合における事実の調査及びその結果の通知
 - ア 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合
 - イ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
 - ウ 設計図書の表示が明確でない場合
 - エ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
 - オ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
- (13) 臨機の措置に係る受注者への意見及び措置の請求
- (14) 工事内容の軽微な変更に係る受注者に対する指示

2 付随的監督業務

- (1) 工事着工前における受注者に対する工事内容の説明及び打合せ
- (2) 受注者と協同して行う関係者に対する工事施工の広報
- (3) 工事記録簿（別記様式）の作成及び所属長への報告
- (4) 工事進行状況の把握及び所属長への報告

